

2017北海道・東北パラ陸上競技選手権 障がいクラス分け説明表

本表はIPCのクラス分けマニュアルに基づいて理解しやすく一覧表にしたものです。詳しくはマニュアルを参照する必要があります。

区分表に該当しない障がいは、各グループにおける機能的に最も近いクラスを選択してください。

<トラック・跳躍>

| 障がい種別 | クラス | クラス説明 |
|---|--|---|
| 視覚障がい | T11 | 視力がLogMar2. 6より悪い(少数視力換算:0. 0025未満)。競技中是不透明なゴーグルまたは両目を不透明なもので覆う(両目義眼使用者を除く)。 |
| | T12 | 視力がLogMar1. 5から、2. 6まで(少数視力換算:0. 0025~0. 032)、およびまたは視野直径10度以内。 |
| | T13 | 視力がLogMar1. 4から、1まで(少数視力換算:0. 04~0. 1)、およびまたは視野直径40度以内。 |
| | T14 | 視力又は視野に最小の障害基準(MDC)に該当しない障がいのあるもの(国際大会のクラスに該当しない)。 |
| 知的障がい | T20 | 知的障がい |
| 筋緊張亢進 アテトーゼ 失調 (車椅子) | T30 | 脳血管障害による片麻痺者の車椅子使用者で、健側の上下肢で車椅子を駆動するもの(国際大会のクラスに該当しない)。 |
| | T31 | 重度の四肢麻痺。下肢で車椅子を駆動する。痙性の程度は3から4。 |
| | T32 | 痙直型またはアテトーゼ型の四肢麻痺。上肢で車椅子を駆動。上肢の痙性の程度は3。 |
| | T33 | 中程度四肢麻痺。良いほうの上肢がほぼ正常であるか三肢麻痺か重度な片麻痺(座位バランス不良)の車椅子使用。上肢のみで車椅子駆動。上肢の痙性の程度は2、下肢の痙性の程度は3から4 |
| 筋緊張亢進 アテトーゼ 失調 (立位) | T34 | 両麻痺(diplegia)で車椅子を上肢で駆動する。上肢よりも下肢の痙性が強い。上肢はほぼ正常で痙性の程度は1から2、下肢の痙性の程度は3から4。 |
| | T35 | 両麻痺(diplegia)で、上肢はほぼ正常。下肢の痙性の程度が2から3。静的なバランスは良好だが、動的バランスは不良。 |
| | T36 | 歩行または走可能なアテトーゼか失調型の四肢麻痺。 |
| | T37 | 歩行または走可能な片麻痺。痙性の程度は2から3。 |
| | T38 | 極めて軽度な障がい。筋緊張の亢進、失調、アテトーゼがあるもの。筋緊張亢進、失調、アテトーゼの最小の障害基準(MDC)に該当する。 |
| 低身長 | T40 | 身長発育が正常より著しく遅延するか、過小のまま停止したもの(男性130cm・上肢長59cm以下で和が180cm以下、女性125cm・上肢長57cm以下で和が173cm以下)。 |
| | T41 | 身長発育が正常より著しく遅延するか、過小のまま停止したもの(男性145cm・上肢長66cm以下で和が200cm以下、女性137cm・上肢長63cm以下で和が190cm以下)。 |
| 四肢欠損 関節可動域制限 筋力低下 脚長差 (立位) | T42 | 片大腿切断(膝関節離断含む)、または片側下肢の膝関節と足関節の機能の全廃したもの。 |
| | T43 | 両下腿切断(足長の50%以上の切断を含む)、または両下肢がそれぞれ片下肢最小の障害基準(MDC)に該当するもの。 |
| | T44 | 片下腿切断(足長の50%以上の切断を含む)、または片足関節の機能が全廃したもの。または、片下肢最小の障害基準(MDC)に該当するもの。 |
| | T45 | 両上腕切断(両肘関節離断含む)、または両側がそれぞれ全ての走競技と跳躍競技に参加できる上肢の最小の障害基準(MDC)に該当するもの。 |
| | T46 | 両前腕切断(両手関節離断含む)、または片上腕切断(片肘関節離断含む)、または片側がそれぞれ全ての走競技と跳躍競技に参加できる片上肢の最小の障害基準(MDC)に該当するもの。 |
| | T47 | 片前腕切断(片手関節離断含む)、または100m走から400m走と跳躍競技に参加可能な上肢の最小の障害基準(MDC)に該当するもの。 |
| | T48 | 片下肢または両下肢に最小の障害基準(MDC)に該当しない障がいのあるもの(国際大会のクラスに該当しない)。 |
| 四肢欠損 関節可動域制限 筋力低下 脚長差 (車椅子) | T49 | 片上肢または両上肢に最小の障害基準(MDC)に該当しない障がいのあるもの(国際大会のクラスに該当しない)。 |
| | T51 | 肘の屈筋および手首の背屈筋が機能する(筋力5)。肩関節の筋力は弱いこともあり、特に大胸筋や肘の伸筋の筋力が0から3(神経機能残存レベル C5/6)。 |
| | T52 | 肩・肘・手関節の筋力は正常。ただし手指の屈伸筋の機能は不十分であり、手内筋は萎縮している(神経機能残存レベル C7/8)。 |
| | T53 | 両上肢機能はほぼ正常。腹筋と下部背筋の機能がない(神経機能残存レベル T1~T7)。 |
| | T54 | 両上肢正常。通常体幹のコントロールは十分で、駆動時も体幹を用いることができる。(神経機能残存レベル T8~S4) 最小の障害基準(MDC)の少なくとも1つ以上該当する障がいのあるもの(下肢切断または欠損、可動域制限、筋力低下、脚長差)。 |
| T55 | 下肢に最小の障害基準(MDC)に該当しない障がいのあるもの。(国際大会のクラスに該当しない) | |
| 聴覚障がい | T60 | 聴覚・平衡機能障がい、音声・言語機能障がい、そしゃく機能障がい。 |

2017北海道・東北パラ陸上競技選手権 障がいクラス分け説明表

<投てき>

| 障がい種別 | クラス | クラス説明 |
|--|-----|--|
| 視覚障がい | F11 | 視力がLogMar2. 6より悪い(少数視力換算:0. 0025未満)。競技中是不透明なゴーグルまたは両目を不透明なもので覆う(両目義眼使用者を除く)。 |
| | F12 | 視力がLogMar1. 5から、2. 6まで(少数視力換算:0. 0025~0. 032)、およびまたは視野直径10度以内。 |
| | F13 | 視力がLogMar1. 4から、1まで(少数視力換算:0. 04~0. 1)、およびまたは視野直径40度以内。 |
| | F14 | 視力又は視野に最小の障害基準(MDC)に該当しない障がいのあるもの(国際大会のクラスに該当しない)。 |
| 知的障がい | F20 | 知的障がい |
| 筋緊張亢進 アテトーゼ 失調 (座位) | F31 | 電動車椅子常用者。または普通型車椅子操作不可で介助にて移動。重度の痙直型またはアテトーゼ型四肢麻痺。痙性の程度は3から4。 |
| | F32 | 中程度から重度の痙直型またはアテトーゼ型の四肢麻痺。上肢で車椅子を駆動。上肢の痙性の程度は3。 |
| | F33 | 中程度四肢麻痺が良い方の上肢がほぼ正常であるか三肢麻痺か重度な片麻痺(座位バランス不良)の車椅子使用。上肢のみで車椅子駆動。上肢の痙性の程度は2。 |
| | F34 | 両麻痺(diplegia)で車椅子を上肢で駆動する。上肢はほぼ正常。体幹のバランスや上肢機能良好。体幹の痙性の程度は1から2。 |
| 筋緊張亢進 アテトーゼ 失調 (立位) | F35 | 両麻痺(diplegia)で、上肢の力はほぼ正常。より障がいのない手は通常の握りやつまみが可能。下肢の痙性の程度が2から3。 |
| | F36 | 歩行または走可能なアテトーゼか失調型の四肢麻痺。 |
| | F37 | 歩行または走可能な片麻痺。体幹の回旋は円滑さに欠ける。 |
| | F38 | 極めて軽度な障がい。筋緊張の亢進、失調、アテトーゼがあるもの。筋緊張亢進、失調、アテトーゼの最小の障害基準(MDC)に該当する。 |
| 低身長 | F40 | 身長発育が正常より著しく遅延するか、過小のまま停止したもの(男性130cm・上肢長59cm以下で和が180cm以下、女性125cm・上肢長57cm以下で和が173cm以下)。 |
| | F41 | 身長発育が正常より著しく遅延するか、過小のまま停止したもの(男性145cm・上肢長66cm以下で和が200cm以下、女性137cm・上肢長63cm以下で和が190cm以下)。 |
| 四肢欠損 関節可動域制限 筋力低下 脚長差 (立位) | F42 | 片大腿切断(膝関節離断含む)または片側下肢の膝関節と足関節の機能の全廃したもの。 |
| | F43 | 両下肢切断(足関節離断含む)または両足関節の機能の全廃したもの。または、片下肢最小の障害基準(MDC)が両下肢に該当するもの。 |
| | F44 | 片下腿切断(足関節離断含む)または片足関節の機能の全廃したもの。または、片下肢最小の障害基準(MDC)に該当するもの。 |
| | F45 | 両側に投てき競技の両上肢最小の障害基準(MDC)に該当する障がいのあるもの。 |
| | F46 | 片側に投てき競技の片上肢最小の障害基準(MDC)に該当する障がいのあるもの(※2013年度F47であったものはF46に変更された)。 |
| | F48 | 片下肢または両下肢に最小の障害基準(MDC)に該当しない障がいのあるもの(国際大会のクラスに該当しない)。 |
| 四肢欠損 関節可動域制限 筋力低下 脚長差 (座位) | F49 | 片上肢または両上肢に最小の障害基準(MDC)に該当しない障がいのあるもの(国際大会のクラスに該当しない)。 |
| | F51 | 肘の屈筋および手首の背屈筋が機能する。肘の伸筋は筋力3以下。手首の掌屈筋は機能しない。肩が弱い場合がある。通常、用具を把持することはできない。 座位バランス不良(神経機能残存レベル C5/6)。 |
| | F52 | 肘の屈筋と伸筋、手首の背屈筋および掌屈筋が機能する。肩関節は正常である。指の屈伸は筋力3以下。通常、道具を把持することできない。(神経機能残存レベル C7)。 |
| | F53 | 肘と手首の関節が十分強い。指の屈伸は筋力4または5。手の内在筋肉が機能するが正常ではない。用具を把持することができる(神経機能残存レベル C8)。 F52の上肢機能を持ち、部分的に体幹機能を併せ持つもの。 |
| | F54 | 両上肢機能正常またはほぼ正常。腹筋と下部背筋の機能がない(神経機能残存レベル T1~T7)。 F52の上肢機能を持ち、正常またはそれに近い機能を併せ持つもの。 |
| | F55 | 両上肢機能正常。腹筋および背筋が機能し、部分的あるいは正常な体幹機能をもつ。股関節屈筋のわずかな収縮がみられる場合がある(神経機能残存レベル T8~L1)。 |
| | F56 | 両上肢機能正常。体幹の回旋と座位バランス良好。車椅子から大腿部を上げることができる(股関節の屈筋)。膝を合わせることができる(股関節の内転)。 膝を伸ばすことができる場合もある(膝関節の伸展)。膝を多少曲げることができる場合もある(膝関節の屈曲、筋力3以下)。 股関節の外側への開閉(股関節の外転)ができない(神経機能残存レベルL2~L4)。 両大腿切断(1/2以上)。下肢の筋力がほぼ1~2である不全麻痺のもの。 |
| | F57 | 最小の障害基準(MDC)の少なくとも1つ以上該当する障害のあるもの(下肢切断または欠損、可動域制限、筋力低下 ※2013年までのF58はF57に変更された)。 |
| | F58 | 下肢に最小の障害基準(MDC)に該当しない障がいのあるもの(国際大会のクラスに該当しない ※2013年度F59であったものはF58とに変更された)。 |
| 聴覚障がい | F60 | 聴覚・平衡機能障がい、音声・言語機能障がい、そしゃく機能障がい。 |